

## 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 秋田県

農業委員会名： 横手市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 6 年 4 月 1 日

任期満了年月日 9 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	18
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	4
40代以下	—	6
中立委員	—	3

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	23	21	8

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	5,731
農業経営体数	4,768

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	5,605
女性	2,235
40代以下	801

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	1,049
基本構想水準到達者	30
認定新規就農者	45
農業参入法人	6
集落営農経営	82
特定農業団体	0
集落営農組織	30

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	15,500	2,060	—	—	17,600

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	17,600	ha	11,725	ha	66.6	%
課題	中山間地等では耕作条件が悪いことや、後継者不在あるいは法人化が進まないことなどから、農地を維持していくことが困難となっている。また、平場でも後継者不足等に起因し、比較的経営規模の大きい個人の受け手農家の離農や、代わりの受け手が見つからないケースが見られ、深刻な事態が懸念される。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ②目標

農地の集積の目標年度	7	年度	集積率	90	%
今年度の新規集積面積	2,355	ha	農地面積(C)	17,600	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	14,080	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	80.0	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③実績

今年度の新規集積面積	68	ha	農地面積(F)	17,500	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	11,793	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	67.4	%
目標に対する達成状況(H)／(E)	84.3	%			

農業委員会の 点検結果	基盤整備事業実施済み地域の平地では、ある程度集積が進んでいる半面、高齢化や後継者が不在となる比較的経営規模の大きい個人農家が離農や認定農業者からリタイアするケースが見られ、今後も同様の事態が想定されることから、早急に対応策を検討する必要がある。
----------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	1.2	0.0	1.2
	ha	ha	ha
遊休化する農地の多くが後継者不在、あるいは狭小で耕作条件が悪いことや中山間地域であることから、借受者が見つからず解消は困難となっている。 また、農地として利用することが著しく困難な場合は、土地改良区等の関係機関と協議のうえ、非農地判断を積極的に進める必要がある。			

##### ②目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	6.4	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	1.3	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.0	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.0	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	0.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	現段階では基盤整備事業の実施予定がないため、工程表の策定はできない。
-------------------------	------------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期		
		令和6年7月1日～7月12日		7月～8月	
1号遊休農地の面積	1.7	ha	うち緑区分の遊休農地	0.2	ha
			うち黄区分の遊休農地	1.5	ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期		
	9月～10月		10月～11月		

農業委員会の点検結果	耕作条件が悪い中山間地だけではなく、相続放棄等による所有者不明農地の相談が増えていることから、今後は平地でも遊休農地が増加する懸念があるため、日々の農地の見守り活動などに力を入れ、新たな遊休農地の発生を未然に防止する必要がある。
------------	--

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状	3年度新規参入者		4年度新規参入者		5年度新規参入者	
		0	経営体	0	経営体	3
	0.0	ha	0.0	ha	0.9	ha
課題	新規参入希望者に対しては、関係機関が連携を密にし支援することが必要であり、特に就農後の営農定着に向けた技術的な指導や経営面でのアフターフォローが重要である。また、生産資材等の価格高騰による先行きの不透明感などから、農業技術研修生を含め新規就農者の確保が難しい状況となっている。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
		376	428	470
	ha	ha	ha	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	42.5		ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	0.0	ha
公表URL	-	(その他の公表方法) -
目標に対する達成状況(B)/(A)	0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	2 経営体
	取得農地面積	0.2 ha

農業委員会の点検結果	新規就農に際しての権利取得等については、就農時から大規模に経営する事例はほとんどないことから、相談があった際に地元の実情を把握している委員が対応することの方が現実的である。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	24	人
			農地利用最適化推進委員の人数	21	人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
9月	農地見守り活動強化月間	春作業完了後、委員個々に農地の作付け状況等の確認を実施
10月	意向調査強化月間	利用意向調査に基づき、必要なあつ旋やマッチング活動を実施
11月	地域計画策定話し合い活動月間	地域計画策定に向けて各地域で行われる話し合い活動に、関係区域の農業委員・農地利用最適化推進委員が全員出席

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
5月～6月	農地見守り活動強化月間	春作業完了後、委員個々に農地の作付け状況等を確認し、前年から変化が見られた農地については所有者へ確認するなど、見守り活動を実施した。
9月～10月	意向調査強化月間	利用状況調査の結果、遊休農地及び非農地と判断された農地について、委員が土地所有者等を直接訪問し、今後の利用意向を確認した。 非農地と判断された農地は、所有者の意向に基づき、法務局の職権による地目変更の登記を申請することとした。
11月	地域計画策定話し合い活動月間	各地域で行われた話し合いに概ね全委員が出席したが、参加者が少なく期待された活発な意見交換とはならなかった。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

**(3)新規参入相談会への参加**

①目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和6年7月	相談会名	新規就農者等との意見交換会
参加者数	10人	開催場所	横手市園芸振興拠点センター
相談会の内容	新規就農者及び農業技術研修生等との意見交換を行い、就農前から就農後にかけての課題や問題点、行政に対する要望などを取りまとめる。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和6年12月4日	相談会名	農業技術研修生等との意見交換会
参加者数	16人	開催場所	横手市園芸振興拠点センター
相談会の内容	よこて農業創生大学校の農業技術研修生と「農業者としての思いと希望について」と題し、将来の不安や実際の経営上の問題点などについて意見交換を行い、合わせて農業委員会の業務や農業者年金に係る普及啓蒙活動を行った。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

**目標の達成状況の評語**

目標に対して期待どおりの結果が得られた。
----------------------

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

**【推進委員等の点検・評価結果】**

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	2
目標に対して期待どおりの結果が得られた	25
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	20

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 秋田県  
 農業委員会名： 横手市農業委員会

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		181 件	うち許可	181 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28 日	処理期間(平均)	28 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数		50 件	うち許可相当	50 件	うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	28 日	処理期間(平均)	28 日

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積		年度末時点の違反転用面積	
	17,600	ha	0	ha
違反転用解消のために実施した活動内容	なし			
実 績	違反転用解消面積		- ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入